

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

気候変動枠組条約の下での国際交渉等において、2020年以降の将来枠組みを2015年のCOP21で合意することをめざし、その交渉の作業計画が2012年（平成24年）末のCOP18で決定された。これを踏まえ、主要国の動向を踏まえつつ全ての国が参加する公平かつ実効性のある将来枠組みのあり方を探る。また、2010年（平成22年）12月に採択されたカンクン合意に基づき、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 国際交渉戦略検討事業

① 将来枠組み検討経費

歴史的責任論、一人当たり排出量、GDP当たり排出量等の指標をベースとした様々な責任分担の各オプションにおける世界全体の社会・経済への影響や我が国としてのメリット・デメリット等を比較考量する。

② 将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果の共有を行うことにより、国際的に我が国の立場、主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。また、将来枠組みの活用を念頭に、途上国が必要とする適応策について、途上国のニーズに応じた先進国の有する知見、経験及び制度を調査する。

(2) カンクン合意の早期実施事業

① カンクン合意に基づく途上国支援事業

カンクン合意に基づいて削減対策や適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。また、アジア・太平洋、アフリカの国等においてモデル的な低炭素開発戦略の策定等のために必要な予備的調査、情報共有等を行う。

② 緩和・適応の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意において設立が決定された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献するための我が国の取組の検討や我が国の知見の提供等の支援を行う。

3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、将来枠組みの国際合意。

国際交渉の見通しと将来枠組みづくり(H25)

	COPの結果を踏まえた 国際交渉戦略検討	カンクン合意の早期実施
2010 (H22)	COP16 カンクンでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出削減対策の効果の国際的報告・検証制度の構築に合意 ➢ 次期枠組み全体の具体化に向けた交渉は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各途上国が緩和行動を国際的に表明・実施する仕組みに合意(低炭素開発戦略の策定等) ➢ 適応委員会、緑の気候基金、技術執行委員会(TEC)、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)といった国際的組織の設立に合意
2011 (H23)	COP17 ダーバンでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ すべての国が参加する法的枠組みを遅くとも2015年に採択し、2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緑の気候基金の基本設計に合意するとともに、各国際的組織の活動内容、機能等に合意
2012 (H24)	COP18 ドーハでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年以降の将来枠組みを2015年のCOP21で合意すべく作業計画が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 先進国が提出する隔年報告書の様式や各国の目標・行動に関する詳細情報の提出について合意
2013 (H25)	<p>本事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的責任論、一人当たり排出量、GDP当たり排出量等の指標をベースとした様々な責任分担のオプションの検討 ・中国、インド等との戦略的対話を通じ、主要国が参加可能な枠組みを検討 	<p>本事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋セミナーの開催、アジア・太平洋及びアフリカの低炭素開発戦略作り支援により途上国の能力向上を促進 ・緩和・適応の実施支援を行う国際的な組織について、具体的な活動内容等を検討

将来枠組み